

猿島公園をご利用の皆様へ

～ルールを守って楽しく遊びましょう～

本日は猿島公園をご利用いただき、誠にありがとうございます。

皆様が当公園を気持ちよくご利用いただくため、下記のルールをお守りいただくようお願いいたします。

1 お酒を飲んだ後は、海に入らないで！

飲酒後の遊泳は溺れる可能性があり、大変危険です。
大丈夫だと思っても、絶対にやめてください。
また、海水浴場の開設期間以外も遊泳禁止です。



2 物販は禁止です！



公園内で物を無許可で販売する行為は、条例で禁止されています。

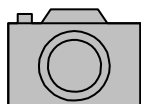
現金を直接やりとりするだけではなく、チケット制で販売することも禁止されていますのでご注意ください。

3 イベントの無断開催はできません！



音響機器（DJ ブース 等）を設置してのパーティーなど、周囲のお客様に影響のある行為（イベント）は禁止されています。

4 撮影会はできません！



撮影者を募って行う撮影（撮影会）はすることができません。

また、多数の人員で公園の一角を占有し、撮影をすることもできません。

猿島はみんなの大切な財産です。ルールを守って楽しく遊びましょう！

お問い合わせ先：横須賀市環境政策部緑地管理課 許認可指導係

(TEL 046-822-9799、E-mail : pa-ep@city.yokosuka.kanagwa.jp)

○都市公園条例

(行為の禁止)

第8条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採集すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) たき火又は危険のおそれがある行為をすること。
- (9) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (10) その他都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

第9条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項の規定に基く許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

○猿島公園管理要領

(禁止行為)

第3条 条例施行規則第2条の2第3号に規定するその他都市公園の管理上支障があると認められる行為は、公園内における次に掲げる行為とする。

- (1) 参加者を募って写真・映像等の撮影（撮影会）をすること。
- (2) 多数の人員で公園の一部を占有し、被写体（人物等）を撮影すること。
- (3) テントを設置すること（ペグ等で地面に固定せず、かつ他の公園利用者の迷惑とならない場合は除く）。
- (4) 他の公園利用者の迷惑となる音量を流すこと。
- (5) 大音量を流すための音響機器（DJブース等）を設置・使用すること。
- (6) 海水浴場の開設期間以外に、水浴又は遊泳すること。

○神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則

別表第2（第5条関係）

1 海水浴場及びその他の遊泳場の管理運営の基準

(1) 掲示板に表示する利用者の遵守事項は次に掲げるとおりとし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。

ア 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者及び酒に酔っている者は、水浴し、又は遊泳しないこと。